【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の７第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年２月10日
【四半期会計期間】	第53期第３四半期（自　平成25年10月１日　至　平成25年12月31日）
【会社名】	株式会社エンプラス
【英訳名】	ENPLAS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　横田　大輔
【本店の所在の場所】	埼玉県川口市並木２丁目30番１号
【電話番号】	(048) 253－3131（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員　経営企画管理本部 グループサービスセンター長　星野　清孝
【最寄りの連絡場所】	埼玉県川口市並木２丁目30番１号
【電話番号】	(048) 253－3131（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員　経営企画管理本部 グループサービスセンター長　星野　清孝
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第52期 第３四半期連結 累計期間	第53期 第３四半期連結 累計期間	第52期
会計期間	自平成24年４月１日 至平成24年12月31日	自平成25年４月１日 至平成25年12月31日	自平成24年４月１日 至平成25年３月31日
売上高（百万円）	18,677	29,411	26,244
経常利益（百万円）	3,239	9,802	4,930
四半期（当期）純利益（百万円）	3,443	7,002	5,635
四半期包括利益又は包括利益（百万円）	3,875	8,093	6,848
純資産額（百万円）	30,508	41,330	33,645
総資産額（百万円）	34,271	47,953	38,661
１株当たり四半期（当期）純利益金額（円）	243.84	483.07	397.69
潜在株式調整後１株当たり四半期（当期）純利益金額（円）	239.92	476.63	391.24
自己資本比率（%）	88.4	86.0	86.6

回次	第52期 第３四半期連結 会計期間	第53期 第３四半期連結 会計期間
会計期間	自平成24年10月１日 至平成24年12月31日	自平成25年10月１日 至平成25年12月31日
１株当たり四半期純利益金額（円）	128.77	121.96

（注）１．　当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

２．　売上高には、消費税等は含んでおりません。

２【事業の内容】

当第３四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）の事業内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動は、以下のとおりであります。

<エンプラ事業>

当第３四半期連結会計期間において、Enplas Microtech, Inc.を新たに設立し、連結子会社としております。

<半導体機器事業>

第２四半期連結会計期間において、Enplas Semiconductor Peripherals Pte.Ltd.を新たに設立し、連結子会社としております。

<オプト事業>

主要な関係会社の異動はありません。

第２【事業の状況】

１【事業等のリスク】

当第３四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

２【経営上の重要な契約等】

当第３四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

３【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第３四半期連結累計期間における世界経済は、米国を中心とした景気回復への歩みを確認出来たものの、依然として欧州経済の景気回復の遅れなどの下振れリスクが残っています。米国においては、財政問題をめぐる議会の対立や量的緩和縮小が景気抑制に作用する可能性があるものの、堅調な民需に支えられ景気回復が持続しました。中国においては輸出や消費の下支えで景気回復の兆しが見られる一方で、アジアの新興国の中には、景気の先行きが懸念される主要国もあり、景気回復の足かせとなっています。

わが国経済は、政府の財政出動、金融緩和からなる経済政策を背景に円安と株高が進行し企業収益の改善が見られるなど、景気回復が鮮明となりました。一方で円安による原材料価格の上昇や平成26年４月から予定されている消費税増税に伴う個人消費減退の懸念など国内景気の下振れ懸念があり、依然として予断を許さない状況にあります。

当社グループが関連する電子部品業界におきましては、OA機器関連は台数ベースではマイナス成長を抜けプラス成長となるものの、依然として金額ベースではマイナス成長が続いています。自動車部品関連では北米における自動車販売の好調を受け需要が拡大しました。LED光源液晶テレビは、新興国市場を中心に需要が伸び、低コスト化が加速しました。半導体関連は、スマートフォン・タブレット関連、車載関連の需要増大により好調に推移しました。

このような状況の中、当社グループは、基幹事業であるエンプラ事業は収益性の向上、成長市場であるアジアでの受注強化、オプト事業ではLED用拡散レンズの拡販によるディスプレイ業界における確固たる地位の確立、半導体機器事業は新しいソリューションの創出、グローバル顧客サポート体制の拡充を目指すべく、①新製品・新領域への挑戦による成長の実現 ②強い事業、持続可能な事業の裏付けとなる要素技術及び技術理論の確立を目指した先端技術の追求 ③グローバルベースでの迅速で効果的な経営判断を可能とするグローバル経営基盤の強化を今期の経営課題と捉え積極的に取り組んでまいりました。

この結果、当第３四半期連結累計期間における連結売上高は29,411百万円（前年同期比57.5%増）となり、収益面におきましても、連結営業利益は9,231百万円（前年同期比202.8%増）、連結経常利益は9,802百万円（前年同期比202.6%増）となり、連結四半期純利益は7,002百万円（前年同期比103.3%増）となりました。

各セグメントの業績は次のとおりであります。

「エンプラ事業」

当社主力製品であるプリンター用部品は横ばいで推移する一方、自動車用部品は、米国・中国での自動車販売増加の影響を受け好調に推移しました。受注増加により操業度が向上したこともあり、当第３四半期累計期間の連結売上高は9,156百万円（前年同期比12.3%増）、セグメント営業利益は67百万円（前年同期は163百万円のセグメント営業損失）となりました。

「半導体機器事業」

当上半期から一転して海外向けの車載、CPU用途の受注が停滞しましたが、海外調達の拡大や円安効果による原価低減要素があり、当第３四半期累計期間の連結売上高は4,749百万円（前年同期比21.7%増）、セグメント営業利益は753百万円（前年同期比121.7%増）となりました。

「オプト事業」

主力のLED用拡散レンズは、引き続きLED光源液晶テレビの中でもコストメリットのある光源直下型タイプの採用が進みました。既存モデルから次期モデルへの切り替え時期にあたり販売は小康状態となりました。光通信関連のレンズにおきましては、新興国を中心としたスマートフォン需要拡大により、サーバー市況が好調に推移したため、受注が増加しました。この結果、当第３四半期累計期間の連結売上高は15,504百万円（前年同期比134.1%増）、セグメント営業利益は8,410百万円（前年同期比192.7%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第３四半期連結会計期間末における総資産は47,953百万円となり、前連結会計年度末比9,292百万円の増加となりました。流動資産につきましては8,245百万円増加しました。主な変動要因はその他流動資産で985百万円減少したものの、現金及び預金で4,774百万円、有価証券で2,500百万円、受取手形及び売掛金で1,595百万円増加したことによるものです。固定資産につきましては1,046百万円増加しました。主な変動要因は投資その他の資産で898百万円、無形固定資産で87百万円増加したことによるものです。

負債は6,623百万円となり、前連結会計年度末比で1,607百万円の増加となりました。流動負債につきましては1,592百万円増加しました。主な変動要因は未払法人税等が1,262百万円、その他流動負債が318百万円増加したことによるものです。固定負債につきましては14百万円増加しました。主な変動要因は長期借入金で149百万円減少したものの、その他固定負債で149百万円、退職給付引当金で11百万円増加したことによるものです。

純資産は41,330百万円となり、前連結会計年度末比7,685百万円の増加となりました。主な変動要因は利益剰余金で6,279百万円、為替換算調整勘定で1,005百万円増加したことによるものです。その結果、当第３四半期連結会計期間末の自己資本比率は86.0%となり、前連結会計年度末比で0.6%減少しております。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第３四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第３号に掲げる事項）は次のとおりであります。

１．株式会社の支配に関する基本方針

当社の株式は金融商品取引所に上場されていることから、市場における当社株式の自由な取引が認められている以上、特定の者による当社株式の大量の買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば一概にこれを否定するものではありません。また、最終的には株式の大量買付提案に応じるか否かは株主の皆様の意思に基づき行われるべきだと考えております。

しかし、株式の大量買付提案の中には、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するものや、当社の企業価値を十分に反映しているとは言えないもの、株主の皆様が最終的な決定をされるために必要かつ十分な情報が提供されないもの、あるいは株主の皆様に対して当社株式の売却を事実上強要するおそれのあるものも想定されます。当社は、そのような提案に対して、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大量買付提案をする者との交渉などを行う必要があると考えています。そこで当社は、平成24年６月28日開催の第51回定時株主総会において、株主の皆様のご承認の下、平成21年に導入致しました当社株式等の大量買付行為に関する対応策（以下「本対応策」といいます。）を更新させていただきました。

本対応策は、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する株式の大量買付提案を抑止するために、当社株式に対する大量買付が行われる際には、当社取締役会が株主の皆様が当該大量買付提案に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、当社取締役会からの代替案の提示や株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることを目的としています。

２．会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社は、企業理念のとおり、エンジニアリングプラスチックで培った先進技術をもとに、さらに最先端技術を追求し、創造的価値を世界市場に提供しており、①エンジニアリングプラスチック部品の設計、加工、評価を含めたトータルな生産技術力、②エンプラ、光学、半導体など多様な事業展開を可能にする開発力、③グローバルでの顧客対応力、④強固な財務基盤を強みとしております。

当社は、生産工場の統合、海外生産拠点の新たな立ち上げ、今後成長が見込まれる事業への積極的な展開など、将来の収益機会を取り組むべく諸施策を実施してきました。さらに、当社の事業基盤を構成する顧客基盤、ものづくり基盤、創造基盤、品質基盤のさらなる強化を図るとともに、これらの活動を可能にする財務基盤も強化することにより、ビジネスの拡大を進めてまいります。

また、当社は、コーポレートガバナンスの強化を経営の重要課題の一つと位置付け、経営の透明性の向上と監督機能の強化に積極的に取り組んでおります。

３．基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組み

(1) 本対応策に係る手続

① 対象となる大量買付行為

本対応策は、(ⅰ) 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け、または(ⅱ) 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する当社株式等の買付けまたはこれらに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除き、当該行為を、以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行いまたは行おうとする者を「大量買付者」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

② 買付意向表明書の提出

大量買付者は、大量買付行為に先立ち、本対応策に定める手続を遵守する旨の誓約文言等を含む書面（以下「買付意向表明書」といいます。）を当社取締役会に対して提出していただきます。

③ 必要情報の提供

当社に買付意向表明書を提出した大量買付者には、当社が買付意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大量買付者から当初提出していただくべき情報（以下「本必要情報」といいます。）を記載したリスト（以下「情報リスト」といいます。）を大量買付者に対して交付します。情報リストに従い大量買付者から提供された情報が株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、適宜回答期限を定めた上で当社取締役会が別途請求する追加の情報を大量買付者から提供していただきます。この場合、最初の情報提供要請を大量買付者に対して行った日から起算して60日を上限として、大量買付者に対して情報提供を要請します。

④ 取締役会における評価期間

当社取締役会は、大量買付者による本必要情報の提供が完了した後、大量買付行為の評価の難易度等に応じて、(ⅰ) 現金（円貨）のみを対価とする当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には60日間、または(ⅱ) その他の大量買付行為の場合には90日間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて当社取締役会から独立した第三者(弁護士、公認会計士、フィナンシャルアドバイザー、コンサルタントその他の専門家を含む。以下「外部専門家」といいます。）の助言を得ることができ、大量買付者から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、大量買付者による大量買付行為の内容の検討等を行うものとします。大量買付者は、取締役会評価期間が終了するまで大量買付行為を開始することができないものとします。

⑤ 株主意思の確認手続

当社取締役会は、対抗措置の発動について株主総会の決議を得ることが相当であると判断した場合には、対抗措置の発動についての承認を議案とする株主総会の招集手続きを速やかに実施するものとします。株主総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従い対抗措置の発動または不発動の決議を行うものとします。当該株主総会で対抗措置を発動することが否決された場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。大量買付者は、当社取締役会が株主総会を開催することを決定した場合には、当該株主総会終結時まで、大量買付行為を開始することができないものとします。

⑥ 対抗措置の発動の要件

当社取締役会は当社の企業価値・株主共同の利益を確保することを目的に、大量買付者による大量買付行為が(ⅰ) 大量買付者が本対応策に定める手続を遵守しなかった場合、または（ⅱ）株主総会において対抗措置の発動について決議された場合には対抗措置の発動を行い大量買付行為に対抗する場合があります。

(2) 対抗措置の中止または発動の停止

本対応策における当社取締役会が発動する対抗措置としては、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当て、会社法その他の法律及び当社定款が認めるその他の対抗措置を用いることもあります。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、(ⅰ)大量買付者が大量買付行為を中止した場合または(ⅱ)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の中止または発動の停止を決議するものとします。

(3) 本対応策の有効期限、廃止及び変更

本対応策の有効期限は、第51回定時株主総会の終結時より、平成27年６月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとしています。

ただし、かかる有効期限の満了前であっても、当社の株主総会において本対応策の廃止の決議がなされた場合、または当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本対応策の廃止の決議がなされた場合には、本対応策はその時点で廃止されるものとします。

(4) 株主及び投資家の皆様への影響

本対応策の導入時には、本新株予約権の発行自体は行われないため、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

また、当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合においても、株主の皆様が保有する当社株式１株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、大量買付者につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

４．具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

本対応策は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって、平成24年６月28日開催の第51回定時株主総会において、株主の皆様のご承認の下、更新されたものです。本対応策は、買収提案の内容が当社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれがあるものであることを理由として対抗措置を発動するためには、大量買付者が本対応策に定める手続を遵守しなかった場合を除き、必ず、株主総会による承認を得ることが必要であることから、取締役会の恣意的な判断による対抗措置の発動を防止する仕組みが確保されています。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものです。当社取締役会は、以上の理由により、本対応策は基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものでなく、かつ当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(4) 研究開発活動

当第３四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、675百万円であります。
なお、当第３四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第３【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	62,400,000
計	62,400,000

②【発行済株式】

種類	第３四半期会計期間末現在発行数（株）（平成25年12月31日）	提出日現在発行数（株）（平成26年２月10日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	20,232,897	同左	東京証券取引所（市場第一部）	権利内容に何ら、限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	20,232,897	同左	―	―

（２）【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（５）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
平成25年10月１日～平成25年12月31日	―	20,232,897	―	8,080,454	―	2,020,114

（６）【大株主の状況】

当四半期会計期間は第３四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

（７）【議決権の状況】

当第３四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年９月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成25年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式　5,686,700	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式　14,531,400	145,314	―
単元未満株式	普通株式　14,797	―	―
発行済株式総数	20,232,897	―	―
総株主の議決権	―	145,314	―

（注）１　「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が100株（議決権の数1個）含まれております。

２　「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式及び証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ３株及び20株含まれております。

②【自己株式等】

平成25年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
（自己保有株式） 株式会社エンプラス	埼玉県川口市並木 ２－30－１	5,686,700	―	5,686,700	28.10
計	―	5,686,700	―	5,686,700	28.10

２【役員の状況】

該当事項はありません。

第４【経理の状況】

１．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第３四半期連結会計期間（平成25年10月１日から平成25年12月31日まで）及び第３四半期連結累計期間（平成25年４月１日から平成25年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

（単位：千円）

	前連結会計年度 (平成25年３月31日)	当第３四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	13,388,873	18,163,725
受取手形及び売掛金	※1 6,267,226	※1 7,863,063
有価証券	2,999,973	5,500,000
製品	609,385	692,585
仕掛品	619,655	830,740
原材料及び貯蔵品	583,387	648,103
その他	2,705,454	1,719,968
貸倒引当金	△7,210	△6,018
流動資産合計	27,166,745	35,412,168
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	3,533,947	3,469,797
機械装置及び運搬具（純額）	2,572,232	2,733,115
土地	2,692,924	2,708,198
その他（純額）	1,444,558	1,394,258
有形固定資産合計	10,243,663	10,305,369
無形固定資産		
ソフトウエア	492,505	484,889
その他	59,472	154,328
無形固定資産合計	551,977	639,218
投資その他の資産	※2 699,082	※2 1,597,116
固定資産合計	11,494,723	12,541,704
資産合計	38,661,469	47,953,873

（単位：千円）

	前連結会計年度 (平成25年３月31日)	当第３四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,560,338	1,574,149
1年内返済予定の長期借入金	199,992	199,992
未払法人税等	645,004	1,907,611
賞与引当金	422,432	368,503
役員賞与引当金	135,749	187,681
その他	1,496,161	1,814,446
流動負債合計	4,459,678	6,052,384
固定負債		
長期借入金	500,020	350,026
退職給付引当金	10,425	22,027
役員退職慰労引当金	14,677	18,002
その他	31,458	181,001
固定負債合計	556,581	571,057
負債合計	5,016,259	6,623,441
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,080,454	8,080,454
資本剰余金	10,190,269	10,318,905
利益剰余金	24,069,974	30,349,663
自己株式	△8,361,816	△8,108,402
株主資本合計	33,978,882	40,640,620
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	53,583	129,880
為替換算調整勘定	△546,152	459,550
その他の包括利益累計額合計	△492,568	589,430
新株予約権	132,664	66,308
少数株主持分	26,231	34,072
純資産合計	33,645,209	41,330,432
負債純資産合計	38,661,469	47,953,873

（２）【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第３四半期連結累計期間】

（単位：千円）

	前第３四半期連結累計期間 (自　平成24年４月１日 至　平成24年12月31日)	当第３四半期連結累計期間 (自　平成25年４月１日 至　平成25年12月31日)
売上高	18,677,878	29,411,815
売上原価	10,596,258	13,696,305
売上総利益	8,081,619	15,715,510
販売費及び一般管理費	5,032,517	6,484,034
営業利益	3,049,102	9,231,475
営業外収益		
受取利息	21,031	20,490
受取配当金	12,815	12,842
為替差益	54,547	368,142
スクラップ売却益	68,376	135,717
その他	54,707	65,758
営業外収益合計	211,479	602,950
営業外費用		
固定資産賃貸費用	14,414	27,014
その他	6,480	5,033
営業外費用合計	20,894	32,048
経常利益	3,239,686	9,802,378
特別利益		
固定資産売却益	9,520	21,282
工場閉鎖損失引当金戻入益	757,000	－
その他	1,936	－
特別利益合計	768,456	21,282
特別損失		
投資有価証券評価損	35,169	－
固定資産売却損	6,732	3,699
事業再構築費用	6,290	－
減損損失	158,532	－
特別損失合計	206,724	3,699
税金等調整前四半期純利益	3,801,418	9,819,961
法人税、住民税及び事業税	698,784	2,625,508
法人税等調整額	△343,020	186,597
法人税等合計	355,763	2,812,106
少数株主損益調整前四半期純利益	3,445,654	7,007,855
少数株主利益	1,835	5,616
四半期純利益	3,443,819	7,002,238

【四半期連結包括利益計算書】
【第３四半期連結累計期間】

（単位：千円）

	前第３四半期連結累計期間 (自　平成24年４月１日 至　平成24年12月31日)	当第３四半期連結累計期間 (自　平成25年４月１日 至　平成25年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	3,445,654	7,007,855
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△621	76,296
為替換算調整勘定	430,905	1,009,367
その他の包括利益合計	430,283	1,085,664
四半期包括利益	3,875,938	8,093,519
（内訳）		
親会社株主に係る四半期包括利益	3,872,334	8,084,238
少数株主に係る四半期包括利益	3,603	9,281

【注記事項】

（継続企業の前提に関する事項）

該当事項はありません。

（連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更）

（連結の範囲の重要な変更）

当第２四半期連結会計期間において、Enplas Semiconductor Peripherals Pte.Ltd.を新たに設立したため、連結の範囲に含めております。また、当第３四半期連結会計期間において、Enplas Microtech, Inc.を新たに設立ししたため、連結の範囲に含めております。

（四半期連結貸借対照表関係）

※１　四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が四半期連結会計期間末日残高に含まれております。

	前連結会計年度 （平成25年３月31日）	当第３四半期連結会計期間 （平成25年12月31日）
受取手形	38,797千円	30,800千円

※２　資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

	前連結会計年度 （平成25年３月31日）	当第３四半期連結会計期間 （平成25年12月31日）
投資その他の資産	43,442千円	21,000千円

３　当社は資金調達の効率化を図るため、複数の取引銀行と当座貸越契約を締結しています。
これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 （平成25年３月31日）	当第３四半期連結会計期間 （平成25年12月31日）
当座貸越極度額	5,000,000千円	5,000,000千円
借入実行残高	―	―
差引額	5,000,000	5,000,000

（四半期連結損益計算書関係）

該当事項はありません。

（四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係）

当第３四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第３四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第３四半期連結累計期間 （自　平成24年４月１日 至　平成24年12月31日）	当第３四半期連結累計期間 （自　平成25年４月１日 至　平成25年12月31日）
減価償却費	1,320,885千円	2,213,885千円

（株主資本等関係）

Ⅰ　前第３四半期連結累計期間（自平成24年４月１日　至平成24年12月31日）

配当金支払額

（決　議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年５月31日取締役会	普通株式	246,259	17.5	平成24年３月31日	平成24年６月８日	利益剰余金
平成24年10月30日取締役会	普通株式	282,721	20.0	平成24年９月30日	平成24年12月３日	利益剰余金

Ⅱ　当第３四半期連結累計期間（自平成25年４月１日　至平成25年12月31日）

配当金支払額

（決　議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年５月31日取締役会	普通株式	287,679	20.0	平成25年３月31日	平成25年６月７日	利益剰余金
平成25年10月30日取締役会	普通株式	436,385	30.0	平成25年９月30日	平成25年12月２日	利益剰余金

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

Ⅰ　前第３四半期連結累計期間（自平成24年４月１日　至平成24年12月31日）

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	エンプラ事業	半導体機器事業	オプト事業	合計
売上高				
外部顧客への売上高	8,151,462	3,904,152	6,622,264	18,677,878
セグメント間の内部売上高又は振替高	－	－	－	－
計	8,151,462	3,904,152	6,622,264	18,677,878
セグメント利益又は損失（△）	△163,954	339,718	2,873,338	3,049,102

(注)セグメント利益又は損失の合計額は、四半期連結損益計算書上の営業利益と一致しております。

Ⅱ　当第３四半期連結累計期間（自平成25年４月１日　至平成25年12月31日）

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	エンプラ事業	半導体機器事業	オプト事業	合計
売上高				
外部顧客への売上高	9,156,985	4,749,877	15,504,952	29,411,815
セグメント間の内部売上高又は振替高	－	－	－	－
計	9,156,985	4,749,877	15,504,952	29,411,815
セグメント利益	67,647	753,225	8,410,601	9,231,475

(注)セグメント利益の合計額は、四半期連結損益計算書上の営業利益と一致しております。

（企業結合等関係）

共通支配下の取引等

1.取引の概要

（1）結合当事企業の名称およびその事業の内容

株式会社エンプラス	エンジニアリングプラスチック製品の製造、販売
Enplas Semiconductor Peripherals Pte. Ltd.	半導体機器事業製品の製造、販売

（2）企業結合日

平成25年10月１日

（3）企業結合の法的形式

当社が保有する株式会社エンプラス半導体機器（当社の100%連結子会社）の株式をEnplas Semiconductor Peripherals Pte. Ltd.（当社の100%連結子会社）へ現物出資

（4）その他取引の概要に関する事項

当社半導体機器事業において、グローバル競争に勝ち抜くため、市場の中心で顧客のニーズを的確に掴み、顧客価値を増大するソリューションを市場の中心から顧客に提供できる体制を構築することを目的としております。

2.実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

（１株当たり情報）

１株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第３四半期連結累計期間 （自　平成24年４月１日 至　平成24年12月31日）	当第３四半期連結累計期間 （自　平成25年４月１日 至　平成25年12月31日）
(1) １株当たり四半期純利益金額	243円84銭	483円07銭
（算定上の基礎）		
四半期純利益金額（千円）	3,443,819	7,002,238
普通株主に帰属しない金額（千円）	―	―
普通株式に係る四半期純利益金額（千円）	3,443,819	7,002,238
普通株式の期中平均株式数（株）	14,123,355	14,495,205
(2) 潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額	239円92銭	476円63銭
（算定上の基礎）		
四半期純利益調整額（千円）	―	―
普通株式増加数（株）	230,797	195,813
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	―	―

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

２【その他】

平成25年10月30日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

（イ）配当金の総額……436,385千円

（ロ）１株当たりの金額……30円00銭

（ハ）支払請求の効力発生日及び支払開始日……平成25年12月２日

（注）　平成25年９月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行いました。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年２月７日

株式会社エンプラス

取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　日　下　靖　規　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　石　川　喜　裕　㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エンプラスの平成25年４月１日から平成26年３月31日までの連結会計年度の第３四半期連結会計期間（平成25年10月１日から平成25年12月31日まで）及び第３四半期連結累計期間（平成25年４月１日から平成25年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エンプラス及び連結子会社の平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第３四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
２．四半期連結財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。